

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
16	伊東 美加（7）	<p>1. 富士市子どもの権利条例の活用について</p> <p>1989年11月20日、第44回国連総会において、世界中全ての子供たちが持つ権利を定めた児童の権利に関する条約が採択されました。これを受けて、日本においては1994年にこの条約が批准され、児童の権利保護が重要視されるようになりました。2001年に川崎市において全国初となる川崎市子どもの権利に関する条例が施行され、子どもの権利条約総合研究所の調べによると、2022年10月現在、62の自治体が子どもの権利に関する総合条例を制定しており、本市においても、県内他市に先駆けて、既に富士市子どもの権利条例が制定されています。</p> <p>この条例は、全ての子供が命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子供の権利を保障するとともに、子供に優しいまちづくりを推進することを目指して、令和4年4月に施行され、既に1年以上が経過しています。条例制定に至るまでには2年をかけ、その間、子供たちや関係者の声を条例に反映させるべく、様々な手法が取り入れられ、こどもの権利条例策定懇話会でも熱い議論が交わされました。</p> <p>こうして出来上がった富士市子どもの権利条例ですが、条例の施行はゴールではなくスタートであり、この条例をいかに活用して、子供たちに優しいまち富士市にしていくのが重要だと考えます。特に、条例の周知については、まずは条例の存在を知っていただくことから始まって、子供の権利を正しく理解していただくこと、この条例の重要ポイントである権利救済の仕組みを知っていただくことも重要であると考えます。</p> <p>そこで、令和4年度の富士市子どもの権利条例に基づく事業の実施状況と今後の見込みについて、以下お伺いいたします。</p> <p>(1) 富士市子どもの権利条例に基づく令和4年度の事業の実施状況について</p> <p>(2) 子どもなんでも相談の令和4年度の相談件数と相談内容について</p> <p>(3) ほっとデジタル相談・ふじの相談件数と対応状況について</p> <p>(4) 令和4年度の富士市子どもの権利救済委員の活動状況について</p> <p>(5) 令和5年度の周知活動について</p>	市長 及び 教育長 担当部長